

次世代育成支援行動計画推進協議会回答票

(質問) 幼児教育訓練事業

現在の「あゆの子」に加えて、2か所目の発達支援センターを開設するとあるが、今の時点でどこに開設するか決定しているのか。

知的障害者が増加しているが、平成17年度実績での人数は何人か。

知的障害者の人数の増加により、いろいろなニーズが出てくると思うが、アンケートなどを実施して状況を把握しているか。現状でのニーズは足りているのか。

知的障害者は、どのようなサービスを受けているのか。

(回答)

発達支援センターについては、当初「府中生活実習所」の民間委譲に伴い、新事業として計画していたが、諸般の事情により実施が困難となった。そのため、その代替措置として市保健センター分館（旧保健所）において子ども発達支援事業を新規に立ち上げ、グループ指導を年24回実施する事としている。

平成18年3月末日実績で知的障害者は1,272人となっており、前年比で8.3%の増加となっている。

平成18年度に障害福祉計画策定のため、無作為に抽出した知的障害者300人に対して府中市の福祉施策に対する総合的なアンケートを実施する予定である。また、通常は、障害者福祉課窓口および地域生活支援センターでの相談で、ニーズを吸い上げている。

現状では、ニーズに対する対応は、その都度行っており、要望にあったことそのものが満たせなかった場合でも代替方法を提案している。そのため、ニーズに対する著しい不足はないものとする。

ふれあい福祉（心身障害者のしおり）参照のこと

(質問) 少人数指導等事業

どのように(何を基準に)グループ分けをしているのか。実情を伺いたい。

理解力によるグループ分けと本人の意思によるグループ分けがあると聞いたが、実際はどうか。

が事実であるならば、効果的な少人数指導を考えると、市で統一的な方法を取ったほうが良いのではないか。

授業の進め方に対して学校から報告を受けたり、授業の様子を見学に行っているのか。

(回答)

各校の児童・生徒の実態に応じて、単元、内容、時期によってグループ分けを行っている。グループを均等に分ける場合、問題解決の方法別に分ける場合や習熟度に応じて分ける場合などがある。習熟度に応じて分ける場合においても、児童・生徒本人の希望を考慮し相談を行い決めていく。

理解力ではなく、習熟度に応じて分ける場合においても、事前に各グループがどのような内容を扱うかを十分に説明し、児童・生徒本人の希望を考慮し相談を行い決めていくという方法をとっている。

少人数指導等は指導法の工夫改善のためのものであり、学校の実態に沿いながら、算数数学を切り口として、全教科の指導法の改善を目指しているものです。また、各学校では児童・生徒の実態に沿いながら、単元・内容のよりよい理解のためにも、年間の指導計画に沿ってより効果的な方法を各学校ごとに考えていくことが大切であり、市で統一的に扱うものではないと考えている。

教育委員会では、各学校が教育課程届を提出する際に、少人数指導の年間計画を各校から資料を提出してもらっている。また、算数・数学に関しては、指導専門員と指導主事を市内全校に派遣し、授業改善に伴う指導・助言を行うとともに、よりよい授業づくりへ向けて教員・校長・指導助言者の協議を行っている。さらに、指導室訪問、授業力アップ研修などを通して教員の資質と学校の組織力の向上を図っている。

(質問) 中学校部活動外部指導員

各校に何人の指導員が派遣されているのか。

指導員は、非常勤扱いか。

学校の先生が指導員でないと、試合に出場しにくいという話を聞いたことがあるが、実情はどうか。

(回答)

中学校への外部指導員の派遣状況ですが、

平成16年度は、55名(体育系：34名、文化系：21名)

平成17年度は、74名(体育系：32名、文化系：42名)

平成18年度は、(6)月現在

32名(体育系：27名、文化系：15名)

以上です。

中学校部活動の指導員は、非常勤扱いです。

中学校の教員が指導者でないと、試合に出場しにくいとの話についてですが、私どもでは、そのようなことは一切無いと認識しております。

しかしながら、東京都や関東、全国のそれぞれの大会には、実施要項があり、その中で生徒の監督・引率に関わる規定があります。

その中では、参加生徒の監督・引率は出場校の校長・教員とする。とあります。

また、監督・引率の細則では、学校事情により日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、校長・教員以外の引率を認める個人種目が13種目規定してあります。

(陸上、体操、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、バドミントン、水泳、相撲、新体操、スキー、スケート、テニス)

その他の個人種目や団体種目では、監督・引率の規定に沿って参加することが義務づけられます。